

第3編 食品ロス削減推進計画

第1章 計画策定の趣旨

1. 本計画の位置付け

本市における食品ロス削減の取組を充実させ、総合的かつ計画的に推進するため、「食品ロス削減推進計画」を策定します。

本編は、食品ロス削減推進法に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」を踏まえた「食品ロス削減推進計画」に位置付けます。

2. 食品ロス削減推進法

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的として、令和元(2020)年10月1日に「食品ロス削減推進法」が施行されました。同法では、令和12(2030)年度において、平成12(2000)年度と比べ、家庭系食品ロス量、事業系食品ロス量いずれも半減できるよう取り組みを推進することと目標を定めています。

表 3.1.1 食品ロス削減推進法の概要

国の責務	食品ロス削減に関する施策の策定・実施
地方公共団体の責務	国及び他の地方公共団体と連携し、その地域特性に応じた施策を策定・実施する
事業者の責務	国または地方公共団体が実施する施策に協力し、食品ロス削減に積極的に取り組む
消費者の責務	食品ロス削減についての理解と関心を深め、食品の購入・調理の方法を改善する等により食品ロス削減に自主的に取り組む
食品ロス削減推進月間	食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設ける



[出典] 「食品ロス削減関係参考資料（令和3(2021)年8月26日版）」消費者庁消費者教育推進課 食品ロス削減推進室

図 3.1.1 食品ロス削減目標

第2章 食品ロスの現状

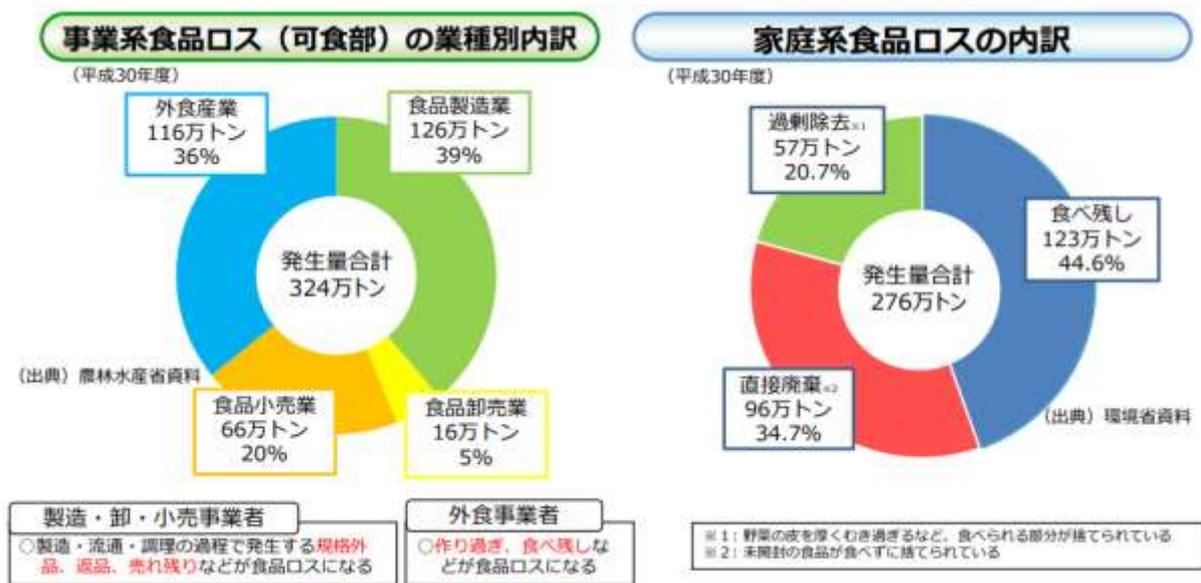
1. 食品ロスを取り巻く情勢及び課題

1) 食品ロスとは

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられる食品のことを指し、食品関連事業者における規格外品、返品、売れ残り、食べ残し等の事業系食品ロスと、一般家庭における食べ残し、過剰除去、直接廃棄の家庭系食品ロスとに分類されます。

2) 食品ロス問題

日本における食品ロス量は年間約 600 万 t（農林水産省及び環境省における平成 30(2018)年度推計）と言われており、1 人当たりで換算すると年間 47kg となります。このうち事業系食品ロス量は 324 万トン、家庭系食品ロス量は 276 万トンであり、食品ロス削減には事業者、家庭双方の取組が必要であることがわかります。



[出典] 「食品ロス削減関係参考資料 (令和 3(2021)年 8 月 26 日版)」消費者庁消費者教育推進課 食品ロス削減推進室

図 3.2.1 全国における食品ロス発生量

3) 和光市における食品ロス量

本市では、和光市清掃センター焼却施設において年 4 回ごみをサンプリングして組成調査を実施し、ごみ質の変動をモニタリングしていますが、組成は紙・布類、ビニール・ゴム・皮革類、木・竹・わら類、ちゅう芥類、不燃物類、その他の 6 分類としていることから、ちゅう芥類の中に食品ロスがどれだけ混入しているかを判断することは難しいのが現状です。

ごみの種類別組成は自治体により異なる場合もありますが、環境省が毎年行っている食品ロスの実態調査ではいずれの自治体も傾向が一致しています。そこで、「令和 3(2021)年度市区町村食品ロス実態調査支援報告書」に示す食品ロスの全国平均値の割合（燃やすごみ中の食品廃棄物：34.2%、食品廃棄物中の食品ロス量：33.7%）を本市に当てはめて推定するものとします。これによると、令和 3(2021)年度における家庭系食品ロスの発生量は約 1,500t/年（50.2g/人・日）と推定されます。またこのうち直接廃棄は約 900t/年（28.3g/人・日）、食べ残しは約 700t/年（21.9g/人・日）と推定されます。

表 3.2.1 本市における家庭系食品ロス発生量（令和 3(2021)年度・推定）

項目	排出量 (t/年)	割合		1人1日当たり排出量 (g/人・日)
家庭系燃やすごみ量	13,347.03	100.0%	—	435.7
うち、食品廃棄物量（推定）	4,564.69	34.2%	100.0%	
うち、食品ロス量（推定）	1,538.30	—	33.7%	50.2
（直接廃棄）	867.29	—	19.0%	28.3
（食べ残し）	671.01	—	14.7%	21.9

※割合は「令和 3(2021)年度市区町村食品ロス実態調査支援報告書」を参照

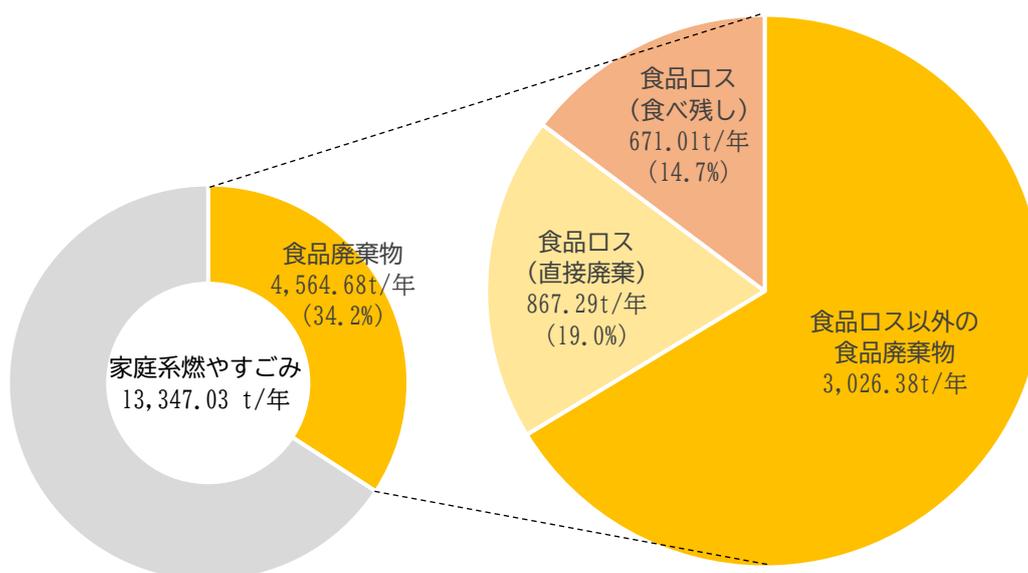


図 3.2.2 本市における家庭系食品ロス発生量（令和 3(2021)年度・推定）

また事業系食品ロスについては、主に食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業から排出されますが、自治体により業種別事業所数や事業所規模は大きく異なり、事例を当てはめて算出することは適当とはいえません。

そこで、農林水産省が示す令和 2(2020)年度事業系食品ロス量約 275 万 t/年が、事業系可燃ごみに占める割合（2,750,000t/年÷令和 2(2020)年度事業系可燃ごみ※10,549,138t/年=26.1%）で大枠を捉えるものとします。これによると、令和 3(2021)年度における事業系食品ロスの発生量は約 1,000t/年と推定されます。

※一般廃棄物処理事業実態調査に基づく、混合ごみ及び可燃ごみの和とします。

表 3.2.2 本市における事業系食品ロス発生量（令和 3(2021)年度・推定）

項目	排出量 (t/年)	割合
事業系燃やすごみ量	3,849.73	100.0%
うち、食品ロス量（推定）	1,004.78	26.1%

第3章 食品ロス削減推進計画

1. 食品ロス削減に向けた方針

市民や事業者が食品ロス削減の必要性を認識し、食べ物を無駄にしない習慣を実践できるよう、行動変容の促進を図ります。

2. 目標年次

令和 14(2032)年度を、本計画の目標年次とします。

3. 削減目標

基準年度となる平成 12(2000)年度においては、家庭系及び事業系食品ロスの発生量は約 2,700t/年と推定されます。燃やすごみの減量化に伴い、令和 3(2021)年度では約 2,500t/年となっており、「食品ロス削減推進法」の目標年次である令和 12(2030)年度及び本計画の目標年次である令和 14(2032)年度には約 2,200t/年と見込まれます。

本計画の目標年次における削減目標は、第 6 次和光市一般廃棄物処理基本計画で定めた目標値（令和 14(2032)年度：家庭系ごみ=440g/人・日、事業系ごみ=2,968 t）を基準としています。なお、これは要削減量を、食品ロスの発生抑制、紙・布類の分別促進、プラスチックの分別促進に三等分して設定しているものです。

これによると、家庭系食品ロス量は 156.46t/年（推定量の約 11%）、事業系食品ロス量は 314.69t/年（推定量の約 41%）を削減することを目標とします。家庭系食品ロスの削減目標は 1 人 1 日当たりでは 4.73g/人・日に相当します。

表 3.3.1 削減目標の設定

項目		単位	H12(2000) (基準年度)	R3(2021) (現状)	R12(2030)	R14(2032) (目標年度)
人口		人	70,170	83,930	89,566	90,662
年間日数		日	365	365	365	365
推 定 量	家庭系食品ロス量	t/年	1,860.31	1,538.30	1,466.26	1,479.25
	(1人1日当たり)	g/人・日	(72.63)	(50.21)	(44.85)	(44.70)
	事業系食品ロス量	t/年	854.25	1,004.78	758.38	758.38
	合計	t/年	2,714.56	2,543.08	2,224.64	2,237.63
削 減 目 標	家庭系食品ロス量	t/年			208.36	156.46
	(1人1日当たり)	g/人・日			(6.37)	(4.73)
					推定量の14%相当	推定量の11%相当
	事業系食品ロス量	t/年			314.69	314.69
				推定量の41%相当	推定量の41%相当	
合計		t/年			523.05	471.15

4. 各主体の役割

市民（消費者）、事業者、行政がそれぞれの立場で食品ロス削減に関する役割を認識し、積極的な行動を行っていきます。

1) 市民（消費者）の役割

- 食品ロスを削減することの重要性・必要性について理解を深め、主体的に情報収集を行うとともに、市が実施する施策に積極的に参加します。
- 計画的な買い物の実践や、食材や調理量の見直しや廃棄量を意識した調理の工夫、食べ残しをしない

など、家庭における食品ロス削減に向けた取り組みを実践します。

- 買い物の際は陳列棚の手前から取る、外食時には食べきれぬ量を注文したり小盛りメニューを選択するなど、食品等を提供する事業者の食品ロス削減に協力します。
- 家庭で余った食品や賞味期限が近付いているが消費の目途が立たない食品は、フードドライブに出し、有効活用を図ります。

2) 事業者の役割

- 食品ロスを削減することの重要性・必要性について理解を深め、事業活動により発生する食品ロスの要因と量とを把握するとともに、その対策について従業員教育を実施します。
- 適正量の発注、商習慣の見直し、売り切り、3010 運動、ドギーバッグ（食べ残しの持ち帰り）の提供など、業態に合わせた食品ロス削減の取り組みを実践します。
- 積極的な情報提供や啓発により、消費者の食品ロス削減に向けた意識を醸成し、行動を促します。
- 市が実施する施策に積極的に協力します。
- 対策を講じた上でなお、やむを得ず発生する食品ロスについては、堆肥化・飼料化などの有効活用を図ります。
- フードドライブ連携事業者として、余剰食品等の有効活用を図ります。

3) 行政の役割

- 多様な主体に対して食品ロスを削減することの重要性・必要性について啓発を行い、食品ロス削減に資する情報を提供し、市全体における食品ロス削減の機運を醸成します。
- 生産・製造・流通・加工・販売のそれぞれの工程で解決し難しい課題については、市民・事業者及び関係団体など多様な主体と連携して削減運動を展開します。
- 食品廃棄物の有効活用に向けて、食品リサイクル法に基づく循環的利用を推進します。